

山口県公安委員会告示第 四十九一ニ号

道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第一〇三条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第一〇四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月十六日

山口県公安委員会



一 聽聞の期日

令和七年十二月二十四日 午前九時三十分

二 聽聞の場所

山口市小郡下郷三五六〇番地一 山口県総合交通センター四階 聽聞室